

町田市奨学資金支給条例施行規則の廃止について

1 廃止理由

町田市奨学資金支給条例の廃止に伴い、所期の目的を達成したため、廃止するものです。

2 廃止期日

令和3年4月1日

町田市奨学資金支給条例施行規則を廃止する規則

町田市奨学資金支給条例施行規則（昭和40年2月町田市規則第1号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 町田市奨学資金支給条例を廃止する条例（令和2年3月町田市条例第10号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同条例による廃止前の町田市奨学資金支給条例の規定の適用を受ける者に係る奨学金の支給については、この規則による廃止前の町田市奨学資金支給条例施行規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。